

白山ユネスコエコパーク協議会規約

(名称)

第1条 本会は、白山ユネスコエコパーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国際連合教育科学文化機関の人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会が認定する白山生物圏保存地域（以下「白山ユネスコエコパーク」という。）の保全と活用を推進するとともに、白山ユネスコエコパークに関係する自治体（以下「関係自治体」という。）と機関及び団体（以下「関係団体」という。）が連携し、白山ユネスコエコパークの持続可能な発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 白山ユネスコエコパークの自然環境の保全と適正な利用の促進に関すること。
- (2) 白山ユネスコエコパークの経済発展に関すること。
- (3) 白山ユネスコエコパークを活用した環境教育や調査研究に関すること。
- (4) 白山ユネスコエコパークの情報発信及び普及啓発に関すること。
- (5) 関係自治体及び関係団体との連絡調整と連携に関すること。
- (6) 国内外の生物圏保存地域に関係する機関及び団体との連絡調整と連携に関すること。
- (7) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係自治体及び関係団体に属する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 2 名

2 役員は、会議において委員のうちから委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計その他の事務を監査する。

(参与)

第7条 協議会に、参与を置くことができる。

2 参与は、関係団体に属する者、学識経験者等のうちから会長が選任する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後、最初の会議が終結するまでその任期を伸長する。

3 前2項の規定にかかわらず、役員、委員、参与（以下「委員等」という。）が属していた関係自治体及び関係団体の役職で役職の異動があったときは、前任者は辞職し、新任者が委員等を引き継ぐものとする。この場合において、当該役員の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、委員をもって構成する。

2 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

3 会議は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他、重要な事項に関すること。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

5 会議の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求めることができる。

(専決処分)

第10条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は軽微な事項については、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(幹事会)

第11条 協議会に、その会務を円滑に推進するために、幹事会を置く。

2 幹事は、関係自治体及び関係団体の担当職員をもって充てる。

3 幹事会に、幹事の互選により選出された代表幹事1名を置く。

- 4 代表幹事の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の代表幹事が選任されていないときは、任期の末日後、最初の幹事会が終結するまでその任期を伸長する。
- 6 前2項の規定にかかわらず、幹事又は代表幹事が属していた関係自治体及び関係団体の役職で役職の異動があったときは、前任者は辞職し、新任者が幹事又は代表幹事を引き継ぐものとする。この場合において、当該代表幹事の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 幹事会は、代表幹事が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 8 代表幹事は、必要に応じて関係者に幹事会への出席を求めることができる。
- 9 幹事会に、協議会の事業を具体的に推進するワーキンググループを置くことができる。

(学術部会)

第12条 協議会に、学術的な助言指導及び支援を受けるため、学術部会を置くことができる。

- 2 学術部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会に、その事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係自治体協議会)

第14条 協議会に、関係自治体の特色を活かした調査研究、活用事業等を推進するため、関係自治体毎に関係自治体協議会を置くことができる。

- 2 関係自治体協議会の組織、運営その他必要な事項は、関係自治体毎に別に定める。

(会計)

第15条 協議会の経費は、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 協議会の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成26年1月27日から施行する。
- 2 この規約の施行の日以後、最初に選任される役員及び代表幹事の任期については、第8条第1項及び第11条第4項の規定にかかわらず、施行日から平成27年3月31日

までとする。

- 3 この規約の施行の日以後、最初の会計年度については、第16条の規定にかかわらず、協議会が設立した日から平成26年3月31日までとする。

附則

- 1 この規約は、平成27年5月12日から施行する。

附則

- 1 この規約は、平成29年5月8日から施行する。

別表（第4条関係）

【関係自治体（市村）】
南砺市
白山市
大野市
勝山市
高山市
郡上市
白川村
【関係自治体（県）】
富山県
石川県
福井県
岐阜県
【関係団体】
環白山保護利用管理協会